

平成21年（行コ）第213号

八ッ場ダム公金支出差止等（住民訴訟）請求控訴事件

控訴人 深澤洋子ほか37名

被控訴人 東京都水道局長ほか4名

**証人尋問申請書（治水その3）**

平成24年6月

6日

東京高等裁判所 民事第5部御中

控訴人ら訴訟代理人弁護士	高	橋	利	明	代	
同	大	川	隆	司	代	
同	羽	倉	佐	知	子	代
同	只	野		靖	代	
同	土	橋		実	代	
同	西	島		和	代	
同	谷	合	周	三		
同（復）	島		昭	宏	代	

第 1 証人の表示

住 所 〒113-8656 東京都文京区本郷 7-3-1

東京大学大学院 工学系研究科

氏 名 小 池 俊 雄

(主尋問 2 時間)

第 2 立証事項

(1) 日本学術会議は、平成 23 年 1 月、国交省河川局長から利根川水系の基本高水の検証の依頼を受けた。同学術会議は、以来、これに対する検討作業を行い、同年 9 月 1 日、「回答 河川流出モデル・基本高水の検証に関する学術的な評価」(甲 B 第 147 号証)を公表した。この検証作業は、平成 22 年 11 月 5 日の記者会見において、馬淵澄夫国土交通大臣(当時)が、平成 17 年度の「利根川水系河川整備基本方針」における基本高水の検証は「22,000 トンありき」の検証であったと公表したことから始まったものである。

(2) 学術会議の「回答」では、利根川の基本高水のピーク流量は毎秒 2 万 1100 m<sup>3</sup>とするものであったが、「回答」が導いた結論とその判断過程には、科学的検証というには様々の大きな問題が積み残されていた。

(3) カスリーン台風洪水の八斗島地点における実績流量は、国交省の公式見解では毎秒 1 万 7000 m<sup>3</sup>であるとされているが、学術会議はこの値については何らの検証も行わなかった。国土交通省の報告を鵜呑みにしたのである。そして流出計算上でも、また実績流量の点からも何も検証を行わなかった。

(4) そして、基本高水のピーク流量の検証においては、実績流量に基づく検証結果のある毎秒 1 万 m<sup>3</sup>以下の洪水から導かれたデータ(飽和雨量、

K、p など) を用いて、毎秒 2 万  $\text{m}^3$  を越すレベルの洪水の再現計算を行い、ピーク流量は毎秒 2 万 1 1 0 0  $\text{m}^3$  としたのであるが、こうした計算技法は、世界的にも未確認の手法のものであった。

(5) しかも、その計算技法は、中規模洪水で得られたパラメーターを用いて大規模洪水の流出計算を行うと過大な値が出るとの致命的な欠陥を持つ計算技法なのである。そしてしかも、流出計算で採用した降雨の河道への流出率のデータは利根川上流域の森林土壌の貯留能力を反映せず、実績よりも流出が高く出るデータを用いて得た計算結果なのである。そのため、その計算流量 (毎秒 2 万 1 1 0 0  $\text{m}^3$ ) とカスリーン台風洪水との実績流量とは大きく乖離することとなり、学術会議自身その説明に窮しているという状況にある。

(6) その上、このカスリーン台風時の実績流量とされる毎秒 1 万 7 0 0 0  $\text{m}^3$  は、昭和 2 4 年の「改修改定計画」の目標流量なのであるから、事実を直視すればさらに低減することは自明なのであり、そうなれば、益々乖離は増大し、計算精度は更に低下するに至る。

同会議の土木工学・建築学委員会 河川流出モデル・基本高水評価検討等分科会の小池俊雄委員長を法廷に招請し、以上の事実を確認する必要がある。

### 第 3 尋問事項

追って提出する。

以 上